

## 第2章 カジノ論議の在り方

### 1. カジノ規制は必要か

現代の刑事政策論は、その刑法の目的を効果的に達成するために、「社会の防衛」と「犯罪者の社会復帰」という2つの原理を「二律背反の原理」(つまり、社会の防衛に力点を置けばどうしても、犯罪者の人権保護が手薄になるし、あまり犯罪者の人権のみを強調し過ぎると、被害者の保護を含めて社会の安全確保が手薄になるという意味で、両原理は対立構造にあるとするもの)から「調和の原理」へという問題意識を前提にして、ハード(厳格)な刑事政策とソフト(緩和・寛容)な刑事政策というように犯罪対策を二極分化させていく必要があるとするものが多く支持を得はじめている。そして、その場合でも刑事政策の担い手は、刑事政策がまさに補充性の原則を重視した「ウルチマ・ラチオ」(最後の手段)であることを常に配慮することが必要である。この「補充性の原則」とは、法的紛争はできるだけ「示談」等の私人間の話し合いで解決することが望ましく、それが駄目な場合は行政的な解決で、それでも駄目な場合はそれらの解決を補充する意味で最後の最後に謙抑的に、まさに「最後の手段」として刑法・刑事政策を登場させようという考え方である。そこではなによりも民主主義社会における個人の「自立性」と自己決定権の尊重が重視されているのである。

ところで、民事不介入の原則や被害弁償を前提とした刑事訴訟法による微罪処分等(これは最近ドイツ等で行われている「加害者=被害者=和解モデル」と同じアイデアである。最近流行りの「修復的司法」モデルも同様である。)は、わが国の刑事司法でも定着した考え方である。私人間における解決により法的紛争がない社会こそ成熟した社会といえよう。しかし、わが国には、例えば、暴力団犯罪、薬物犯罪、通り魔的殺人や放火、テロ行為、幼児誘拐、ハンディキャップをもった人への違法・侵害・濫用行為、政治家の犯罪等が相変わらず発生している。具体的に言えば、バス・ジャック事件、連続幼女殺害事件、オウム真理教団による地下鉄サリン事件や最近起こった大阪池田小児童殺傷事件、あるいは触法精神障害者等の重大犯罪に対しては自由剥奪を伴う厳しい刑罰や刑事処分のようなハードな刑事政策による徹底した対応が必要である。他方、わいせつ文書(もちろん、ここでは「自然の姿の性器の一部の露出」を伴っただけのソフトなポルノをいう。)頒布、単純売春、単純賭博、初期墮胎(妊娠後12週まで)、大麻等のソフトな薬物の非営利的所持・自己使用等の社会の道徳・風俗を侵害する犯罪、いわゆる「被害者なき犯罪」といわれる行為形態、1万円以下の万引等の単純窃盗等は被害弁償による微罪処分としたり、軽い公然わいせつ(例えば、幼児に対する性的いたずら等は除く。)、遺失物等横領、その他の被害法益が比較的軽微な犯罪(例えば、ホワイト・カラー犯罪の一部、軽微な交通犯罪)等の軽度な犯罪に対しては、非犯罪化、非刑罰化を中心としたソフトな刑事政策で対応していくべきであろう。

特にボーダレス化する現代社会においては、価値観の分裂と多様化が進んでおり、そういう社会では国民の倫理や道徳に対する態度決定に対して、パートナリズム的に国家がその刑罰権を行使するのではなく、国民の成熟性を尊重していくことが重要な刑事政策となっていくのである。

ここで取り上げた「カジノ」の問題も、ただ杓子定規的に刑法の185条の賭博罪に該当し、50万円以下の罰金又は科料に処すと単純に刑法を適用する必要はないのではないだろうか。

カジノ等の賭博場を開帳した場合には、「3月以上5年以下の懲役」なので、まさに、社会の法益を侵害した破廉恥な犯罪者というレッテルを貼られることになるのである。しかし、今回の「世界のカジノ規制制度」に関する実態調査のため訪問した国では、上記のようなカジノ経営による経済的有益性の視点から調査したすべての国ではカジノは解禁されている。我が国では、暴力団等の非合法組織や団体が経営する賭博場でなく、一定の公認された「カジノ」場開設ならば、今後検討に値すると考えるものである。

## 2. カジノ解禁とインターネット・ギャンブルの禁止

本文中に述べたように、インターネット・ギャンブルには青少年の濫用による様々な弊害が生じてきているにもかかわらず、密室性が強いためそのコントロールが困難であること、伝統的なカジノ経営に経済的打撃を与えるかもしれない等々の理由で、EU15カ国をはじめ、アメリカ、オーストラリア、スイスでも全面禁止になっている。わが国でカジノを解禁する場合でも、インターネット・ギャンブルについては相当慎重に対応していくことが必要であろう。